

# 報道発表

令和2年10月7日  
財務省東北財務局

## 令和2年度予算執行調査の調査結果について (10月公表分)

財務省において、令和2年度予算執行調査の対象とした42件のうち、21件の調査結果が公表されましたのでお知らせします。

詳細は、財務省のホームページをご覧ください。

《財務省ホームページ》

[https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/fy2020/sy0210/0210b.html](https://www.mof.go.jp/budget/topics/budget_execution_audit/fy2020/sy0210/0210b.html)

このうち、東北財務局は、文部科学省所管「スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）」、厚生労働省所管「介護保険サービス（居宅介護支援等）」について、調査結果の取りまとめを行いました。（別紙）

### 【東北財務局の取りまとめ事案】

府省名	調査事案名	調査主体 <sup>(注)</sup>
文部科学省	スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）	財務局
厚生労働省	介護保険サービス（居宅介護支援等）	共同

(注) 調査主体について

「本省」：本省調査（財務省主計局の予算担当職員が実施する調査）

「財務局」：財務局調査（財務局職員が実施する調査）

「共同」：共同調査（財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査）

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算の執行の実態を調査して改善すべき点等を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

### 《連絡・問い合わせ先》

財務省東北財務局理財部主計第二課

電話（代表）022（263）1111（内線3168）

財務省主計局司計課予算執行企画室

電話（代表）03（3581）4111（内線2786、5656）

# 総括調査票

調査事案名	(16) スポーツによる地域活性化推進事業 (運動・スポーツ習慣化促進事業)		調査対象 予算額	令和元年度：180百万円 ほか (参考 令和2年度：180百万円)			
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	スポーツ振興費	調査主体	財務局
組織	スポーツ庁			目	地方スポーツ振興費補助金	取りまとめ財務局	東北財務局

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及び生活の質の維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るための地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。また、将来的には補助金なく事業を継続していけることを目指す。



国（補助）

定額



地方公共団体

### 【共通事項】

行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）や域内の関係団体（大学、民間事業者、スポーツ団体、医療機関、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



スポーツ部局

健康福祉部局

連携

大学、民間事業者、健康関連団体、総合型  
地域スポーツクラブ、医療機関・医師会 等

### 【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

#### ①健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決に効果的に取り組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

- 1) ビジネスパーソン
- 2) 高齢者
- 3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

#### ②医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等の生活機能低下を伴うハイリスクな住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出する。医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、スポーツ医学の知見に基づいた、疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのシステム開発及び実践により、スポーツを通じた健康増進を図る。

交付実績 平成28年度：21団体、平成29年度：14団体、平成30年度：17団体、令和元年度：22団体

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (16) スポーツによる地域活性化推進事業（運動・スポーツ習慣化促進事業）

## ②調査の視点

### 【調査対象年度】

平成28年度～令和元年度

### 1. 事業の自立性・持続可能性

- 本事業は事業終了後の自立、持続化を促す仕組みとなっているか。
- 本事業の補助を受けて事業を実施した団体が再度補助対象となっているか。

### 【調査対象先数】

・平成28年度から令和元年度までに補助を受けた33市町村（令和元年度に初めて補助を受けた団体を除く。）

### 2. 取組事例の展開・共有について

- 本事業において、市町村はスポーツ庁に対して、どのような要望があるか。
- 本事業に都府県はどのように関わっているか。

### 【調査対象先数】

・平成28年度から平成30年度までに補助を受けた33市町村  
 ・補助を受けた市町村が所在する19都府県  
 （回収率96%）

## ③調査結果及びその分析

### 1. 事業の自立性・持続可能性

- 平成28年度から令和元年度までに補助を受けた33市町村（令和元年度に初めて補助を受けた団体を除く。）のうち、複数回の補助を受けた市町村は全体の50%を超える19市町村あり、中には4年連続で補助を受けている市町村もあった【図1】。
- 「次年度から市単独事業として継続実施していく。」と公表している事例において、次年度にも再度補助を受けている事例が見受けられた。

### 2. 取組事例の展開・共有について

#### 【表1】市町村へのアンケート調査結果

スポーツ庁への要望	回答	
他の市町村の事例の共有	20/32	63%
アドバイス、指導者の派遣等	3/32	9%
その他	9/32	28%

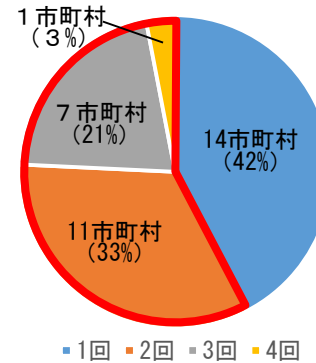
※未回収1件

#### 【表2】都府県へのアンケート調査結果

【アンケート調査内容】	有	無
本事業を認識しているか	16	2
本事業を市町村に周知しているか	16	2
補助を受けていない市町村に過去の事例を展開しているか	4	14

※未回収1件

【図1】補助を受けた回数



n = 33市町村

※割合 (%) は小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

- 60%を超える市町村からスポーツ庁に対して、他の市町村の事例の共有の要望があった。

- 70%を超える都府県は、本事業を認識し周知するにとどまっており、事例の展開を行っていなかった。

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 事業の自立性・持続可能性

- 自立性、持続可能性を高めるため、過年度に補助を受けた団体に再交付する場合には、補助率を減じていく仕組みや補助回数の上限を設ける仕組みの導入を検討すべきである。
- また、そのうえで、2回目以降の申請については、一定の基準を設け、自立、持続化への取組等を評価して、基準に満たない場合や過去の取組と比較して工夫や変化のない事業については、補助金を減額する仕組み等の導入を検討すべきである。

### 2. 取組事例の展開・共有について

- 本事業が効果的に実施されるためには、補助の対象となる地方公共団体に対して、過去の有効な取組事例が積極的に共有されることが重要となる。
- 他の市町村の事例の共有の要望が強いことを踏まえ、スポーツ庁は事業の質を高め、市町村が効果的に事業を実施できるような情報発信の在り方について検討すべきである。
- 都道府県は事業の周知にとどまらず、スポーツ庁と連携して、取組事例を市町村に展開する等、市町村が事業を効果的に実施するための環境整備を検討すべきである。

# 総 括 調 査 票

調査事案名	(22) 介護保険サービス（居宅介護支援等）		調査対象 予算額	令和元年度：2,884,149百万円の内数 ほか (参考 令和2年度：3,034,242百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	項	介護保険制度運営推進費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			一般会計	目	介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金ほか

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

ケアマネジャーは、在宅の方が介護保険サービスを利用するにあたり、心身の状況、置かれている環境及び本人の希望等を踏まえ居宅サービス計画書等（以下、「ケアプラン」という。）を作成する。また、介護サービス利用開始後も少なくとも月に1回利用者の居宅を訪問し、介護サービスの利用状況や利用者の状態等を把握し、定期的にケアプランの内容のチェックをする等のケアマネジメントを行っている。

一方で、介護保険サービスの利用に当たっては、一定の利用者負担を求めているが、ケアマネジメントの費用については、制度創設以来利用者負担がない。このため、利用者がケアマネジメントの業務の質への関心を持ちにくい構造となっている。

また、福祉用具貸与は、歩行補助杖などの要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具について、保険給付により貸与しているが、ケアプランの中には、福祉用具貸与のみのケアプランも存在し、ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費によりコストが高くなっている。【参考例】

本調査においては、ケアプランの内容を把握するとともに、1年間で内容が同じケアプラン（居宅サービス計画書）がどの程度存在するかを調査することにより、ケアマネジメントの在り方について、検討を行う。

### ○ ケアマネジメントの報酬のイメージ（1か月あたり）

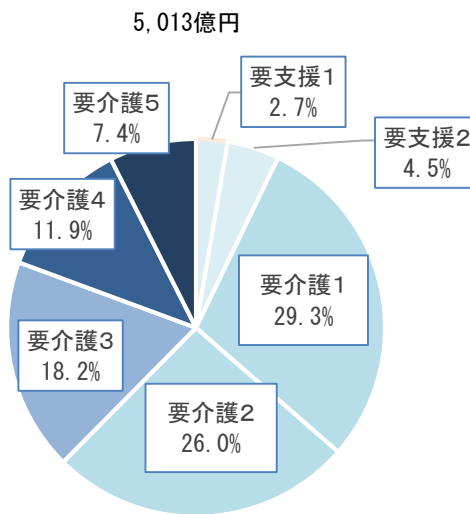
	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費Ⅰ	1,057単位/月	1,373単位/月
居宅介護支援費Ⅱ	529単位/月	686単位/月
居宅介護支援費Ⅲ	317単位/月	411単位/月

※1 上記基本報酬に加え、加算や減算がある。

また、要支援1・2については、431単位/月となる。

※2 介護支援専門員（常勤換算）1人当たり40件を超えると居宅介護支援費Ⅱの報酬となり、60件を超えると居宅介護支援費Ⅲの報酬となる。

### ○ ケアマネジメントの介護サービス費用額（平成30年度分）



### 【参考例】

歩行補助杖を3年間使用する場合（1割負担の者）

販売価格：約1万円 レンタル価格：約1,500円/月

購入する場合 ➡ **自己負担：約10,000円**

福祉用具貸与 ➡

- 自己負担：約5,400円  
(約150円×36月)
- 貸与に係る給付費：約48,600円  
(約1,350円×36月)
- ケアプラン作成等のケアマネジメントに係る給付費：約360,000円(約10,000円×36月)**

**総額：約414,000円**

購入する場合と比べて約40万円以上の費用を要している

【出典】平成30年度介護給付費等実態統計

# 総 括 調 査 票

調査事案名 (22) 介護保険サービス（居宅介護支援等）

## ②調査の視点

### ケアマネジメントの在り方について

年間で同じ内容のケアプラン（居宅サービス計画書）がどれだけあるのか、

1. 要介護度ごと、  
2. 介護保険サービスごとに調査、分析を行った上で、ケアプランの在り方について、検討を行う。

### 【調査方法】

全国すべての介護保険者（市区町村等）を対象に書面による調査を実施し、平成30年4月分と平成31年4月分の2時点のケアプランの内容を調査。

### 【調査対象年度】

平成30年度～令和元年度

### 【調査対象先数】

全国すべての介護保険者（1,571）に対して調査を実施し、1,420の介護保険者から回答を得た。（回答率90.4%）有効件数は12,603件。

## ③調査結果及びその分析

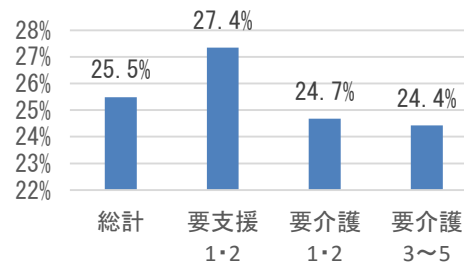
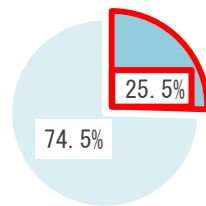
### ケアマネジメントの在り方について

#### 1. 1年間ケアプランの内容が変わっていない割合

平成30年4月分と平成31年4月分のケアプランの内容を確認したところ、約4人に1人の割合（25.5%）で2時点間のケアプラン（居宅サービス計画書）の内容が全く同じであった。【図1】

要介護度別にみても、すべての要介護度において、約4人に1人の割合でケアプランが1年間変わっていない。【図2】

【図1】同じ内容のケアプランの割合 【図2】要介護度別の割合



#### 2. 福祉用具貸与のみのケアプランについて

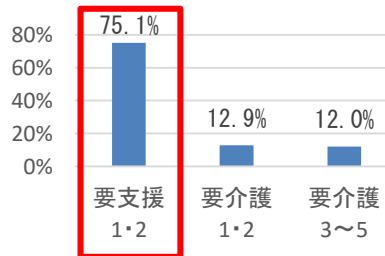
福祉用具貸与のみのケアプランが全体の6.1%を占めた。【表1】

このうち、1年間同じ内容のケアプランを要介護度別にみると、軽度者である要支援1・2が3/4を占めており【図3】、その具体的内容を調査したところ、歩行補助杖、歩行器、手摺（室内用）が約7割を占める結果となった。【図4】

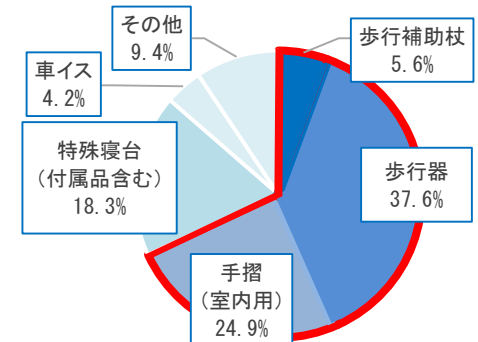
【表1】福祉用具貸与のみのケアプラン

総計	福祉用具貸与のみのケアプラン
12,603件	772件 6.1%

【図3】福祉用具貸与のみのケアプランのうち、要介護別の1年間同じ内容のケアプランの割合



【図4】軽度者（要支援1・2）の福祉用具の具体的な内容



## ④今後の改善点・検討の方向性

### ケアマネジメントの在り方について

1. 今回の調査により、年間で同じ内容のケアプランが一定程度（約4人に1人）存在することが確認できた。

このような中、ケアマネジメントのサービスの質を高めるため、利用者負担を設定することで利用者自身がケアマネジメントの質に関心を持つようにすることも考えられるのではないかと。

2. 歩行補助杖などの廉価な福祉用具については、保険給付による貸与から販売に変えることで毎月のケアプラン作成等のケアマネジメントの費用は不要となる（なお、要介護認定を更新する際や、利用者が地域包括支援センター等に相談する際など、必要に応じて状態を把握・評価すること等が考えられる）。

介護保険サービスを利用していない方との公平性の観点からも、軽度者も使用することを想定し要介護度に関係なく給付対象となっている品目（歩行補助杖、歩行器、手摺等）については、貸与ではなく販売にすべき。

また、販売後に保守点検があるとしても、販売業者がその費用を明確化させた上で、販売に伴う付帯サービスとして位置付けて評価することとしてはどうか。